

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

△ 三角合併にも税務上の特例が

Q : 今年の5月から三角合併ができるようになるそうですが、税務上の取扱いはどうなりますか？

A : 一定の要件を満たすものについては、課税が繰り延べられますが、詳細については今後明らかにされます。

【解説】

会社法により、合併法人が被合併法人を吸収合併等をする場合に、被合併法人の株主に対して、合併法人株式等の代わりに合併法人の親会社株式等を交付することが認められる、いわゆる三角合併等が今年の5月から可能になります。

そこで、税務においてもこれに対応するべく、今年の税制改正において、100%親会社株式等を対価とする三角合併等については、税制適格合併等として、被合併法人の株主に対する株式譲渡益課税並びに被合併法人に対する資産の譲渡益課税の繰り延べを認める措置を講ずることとしています。

主な要件は次のとおりですが、詳細については、今後政令で明らかにされることとなっています。

〔被合併法人に対する課税の繰延べ〕

- ① 株主に合併法人の100%親会社株式のみが交付される合併であること
- ② 企業グループ内の合併であること
- ③ 共同事業を行うための合併であること

〔株主に対する課税の繰延べ〕

- ① 100%親会社株式のみが交付されていること

